

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十三条第一項の規定により、都市公園を設置すべき区域を次のとおり決定した。

令和五年二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市公園を設置すべき区域

磯城郡田原本町大字阪手及び大字西井上の各一部（別紙図面のとおり）

（別紙図面は省略し、奈良県文化・教育・くらし創造部国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室において縦覧に供する。）

二 面積

約六・一ヘクタール